

## 平成22年度税制改正要望の実現状況について

大阪商工会議所

### 【全体概要】

- 厳しい経済情勢のもと、企業とりわけ中堅・中小企業に一定の配慮がなされた。
- 中でも、租税特別措置に関し、一時は廃止も含めて大幅見直しが検討された中小企業投資促進税制や研究開発促進税制などが延長された。
- 他方、地球温暖化対策税の導入は見送られた。

### 【主な反映状況】

#### 1. 中小企業投資促進税制の延長（2年間）

- 資本金1億円以下の中小法人が取得した設備（機械・装置）等の取得価額の7%の税額控除または30%の特別償却を認める「中小企業投資促進税制」の適用期限を2年間延長する（適用期限：平成24年3月31日）。

#### 2. 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年間）

- 資本金1億円以下の中小法人が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却（取得年度に全額損金算入）を認める「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」の適用期限を2年間延長する（適用期限：平成24年3月31日）。

#### 3. 研究開発促進税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）の延長（2年間）

- 試験研究費総額の一定割合の税額控除を認める「研究開発促進税制（控除割合＝通常法人：8～10%、中小法人：12%）」の控除割合を上乗せできる措置（①増加型：増加額の5%を上乗せ、②高水準型：売上高の10%を超える部分の一定割合を上乗せ）を2年間延長する（適用期限：平成24年3月31日）。

- 上乗せ措置は以下①②のいずれかの選択制。

##### ①増加型（試験研究費の増加額の5%控除）

試験研究費の増加額＝試験研究費－比較試験研究費

※但し、試験研究費が基準試験研究費（直近2事業年度の試験研究費）を上回ること。

※比較試験研究費：直近3事業年度の平均額

##### ②高水準型（売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除）

（試験研究費－売上高×10%）×税額控除率

※税額控除率＝（試験研究費割合－10%）×0.2

#### **4. 中小企業等基盤強化税制の拡充**

- サービス業・卸売業・小売業の中小法人が取得した設備の30%特別償却または7%税額控除等を認める「中小企業等基盤強化税制（適用期限：平成23年3月31日）」を拡充し、情報基盤強化税制の対象設備等（本設備は資本金1億円以下の全中小法人が対象）を追加する。但し、同制度の拡充に伴い情報基盤強化税制は廃止。

#### **5. 新たなグループ法人税制の創設**

- 連結納税制度の適用企業以外のグループ企業（100%資本関係（親子会社）のみが対象）について、グループ企業内の取引時に、資産の含み損益に対して課税しない（グループ企業外への資産移転時まで繰り延べ）、新たなグループ法人税制を創設する（平成22年10月1日以降適用（原則））。
- 本制度において、親会社が資本金5億円未満の場合、その子会社に対する中小法人特例（軽減税率、同族会社の留保金課税の不適用措置、欠損金の繰戻還付制度の適用等）の適用を認める。

#### **6. 連結納税制度の見直し**

- 連結納税制度の適用開始前や、連結納税グループに加入前に有していた子会社欠損金の持ち込み制限を緩和する（現行：連結親会社を除き原則として欠損金の持ち込みは不可）。
- 具体的には、資産の時価評価対象外となる親会社の子会社（長期保有（5年超）の完全子会社／新設の完全子会社など）の欠損金の持ち込みを認める。但し、当該子会社の個別所得金額を連結納税下での繰越控除上限額とする。

#### **7. 地球温暖化対策税の導入見送り**

- 平成22年度税制改正における地球温暖化対策税の導入見送り。
- 他方、道路関係諸税の特別税率（現在の暫定税率）の見直しを含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討する旨を明記。また、地球温暖化対策税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠とも明記。

#### **8. 租特透明化法案（仮称）等の制定**

- 法人関連の租税特別措置の適用実態の明確化等を目的とする「租特透明化法案（仮称）」を平成22年通常国会に提出する。
- 同法により、租税特別措置（国税）の適用企業はその内容、適用額（税額控除、特別償却等の適用額）等を記載した一覧表の作成・提出が求められる（適用：平成23年4月1日以後終了する事業年度）。財務大臣は、租税特別措置毎に業種・資本金別の適用数と減税額および高額適用法人（上位数社）の適用額（但し企業名は匿名）等を記載した調査結果を国会に提出する。

以上